２０２３年度（令和５年度）
保育所等入所案内

手続や書類等についての大切なお知らせですので、内容をよくお読みになり、申込してください。

○入所時期と受付期間

保育所等の入所時期は、毎月１日付けです。随時、申込みの受付は行っていますが、入所希望月によって受付期間は異なります。なお、育児休業復帰が理由での入所申込みは、職場復帰日によって申込みができる月が違いますので詳しくは、５ページをご覧ください。

入所希望月	受付期間（土日、祝日を除きます）	受付場所
2023年（令和5年） 4月	2022年（令和4年）11月1日 ～ 2022年（令和4年）12月15日 ■「日曜臨時窓口」も開設 11月20日（日）、12月４日（日）に保育課窓口を開設します。	・野田市役所　保育課 ・関宿支所 ・各出張所 ・各保育所等（※） 受付時間　8時30分 ～17時15分 ※求職活動中の方の入所申込み受付は、各保育所等では行っていません。
	（二次受付）2022年（令和4年）12月16日 ～2023年（令和5年）2月3日 ※二次受付の利用調整は、一次受付の利用調整後に空きがある保育所等に限り、行います。	
2023年（令和5年） 5月 ～ 2024年（令和6年） 3月	入所を希望する月の前月の５日まで ※5日が土日、祝日の場合は直後の平日が締切日となります。	

【問合せ先】　野田市健康子ども部保育課保育係
電話番号　04-7123-1299（直通）

広告

みんなの笑顔があふれる場所（柳沢こども園グループ）

【HP】

【対象年齢】6ヶ月～5歳

やなぎさわ幼稚園・保育園
一人ひとりを大切に

市役所への入所申込手続が必要です。
（幼稚園枠は園に直接申し込み）

【対象年齢】3ヶ月～2歳

柳沢なないろ保育園
～２つめのおうち～

3歳以降は
やなぎさわ幼稚園・保育園に
進級し過ごします。

【対象年齢】生後57日～2歳

柳沢くくる保育園
～心に寄り添って～

市役所ではなく、園に直接お申込みとなります。
次年度の入園予約も受付中です（☎ 04-7126-0783）

この冊子は、広告を掲載している広告主からの掲載費により作成されています。

申込みに関する注意事項

●野田市に居住している（住民票がある）こと

※希望入所月の受付最終日時点で野田市民でない方は、**住民票のある市区町村への申請及び申込み**となります。（申請書類・手続き等について、住民票のある市区町村の保育施設利用担当課にご確認ください。）

●入所日（各月１日付け）時点で、利用希望保育所等の受入れ可能な保育年齢（月齢）を経過していること。各園の受入れ可能な保育年齢は、市内保育所等一覧（１７～１８ページ）にて確認ください。

●集団保育が可能と判断されること。

●教育・保育給付認定の事由に該当し、常時保育が必要であると認められる状態であること。

●上のお子さんが在園中の方で、下のお子さんの育児休業中または終了により申込みされる方については、保育所の入所が内定した際に、**在園中のお子さんの教育・保育給付認定内容を、育児休業から就労等へ変更していただく必要があります**。上のお子さんが在園している施設で**教育・保育給付認定変更届を受取り、必要事項を記入のうえ、入所前に提出してください。**

●**申込み後、申請内容に変更があった場合（転職または退職した場合、内定取消し、同居世帯員が増えた場合など）は、変更が生じてから概ね２週間以内に届け出てください。**

目　次

入所時期と受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・表紙
教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１～３
保育年齢のクラスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
利用手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３～４
その他利用申込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
　●育児休業明けで申込みをする場合
　●疾病・発達・発育について心配があるお子さんの面接等
野田市保育所等利用調整基準表・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５～７
０～２歳児の利用者負担（保育料）について・・・・・・・Ｐ８～１１
　●利用者負担（保育料）の算定
　●算定対象者
　●保育料の納付
　●野田市の保育料表（月額）
　●保育料の軽減、延長保育、給食費.
マイナンバーの記載について・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２
利用申込み・開始後について・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２
市外の保育施設を希望する場合・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
保育所等申込の変更手続等について・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
育児休業等の期間延長を希望する保護者の保育所等利用申込について・・Ｐ１３
保育所入所等に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１４～１６
市内保育所等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７～１８
申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９～２０
申込みに関する注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０

○お申込みされる方へ

- 保育所は、入所状況により保留（待機）となる場合がありますのでご了承ください。
- 申込する保育所等の選択は、申込者の責任で選択いただきますようお願いします。
  （第一希望の保育所のみの単願とすることで当該保育所の選考において有利となることはなく、複数園希望した場合と比べて、保育所等を利用できる可能性は低くなります。）
- 入所申込後、入所の必要が無くなった場合は、速やかに保育課へご連絡ください。
- 提出された書類に虚偽の内容があった場合は、入所できません。なお、入所後に虚偽の内容があったことが分かった場合も退所となります。

教育・保育給付認定について

「子ども・子育て支援新制度」が 2015 年（平成 27 年）4 月から全国的に始まりました。これにより、新制度に移行した幼稚園・認可保育所・認定こども園・事業所内保育を利用するためには、下記のとおり新たに教育・保育を受けるための「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

この案内では、次の表「２号認定」「３号認定」に区分される方が利用する認可保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）について説明します。

認定区分	実施年齢	事由	利用先
１号認定 〈教育標準時間〉	3～5 歳	幼稚園等で教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園（教育部分）
２号認定 ＜保育標準時間／保育短時間＞	3～5 歳	保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部分）
３号認定 ＜保育標準時間／保育短時間＞	0～2 歳	保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部分） 小規模保育事業 事業所内保育事業（地域枠）

※認定をした後に、利用調整を行い、希望施設の利用の可否を決定します。

●保育を必要とする（２号・３号）と認定を受けた場合は、その事由と保育の必要量に応じて「保育標準時間」「保育短時間」に分けられます。

保育標準時間 【7 時 00 分～18 時 00 分】	最大１日１１時間の保育 ・月１２０時間以上の就労 ・月１２０時間未満であっても、児童の送迎が、常時保育短時間の時間外になることが、就労証明書等で明らかな場合
保育短時間 【8 時 30 分～16 時 30 分】	最大１日８時間の保育 ・月６４時間以上１２０時間未満の就労 ・求職活動中等の場合 ・在園児の育児休業中継続利用

●保育時間のイメージ

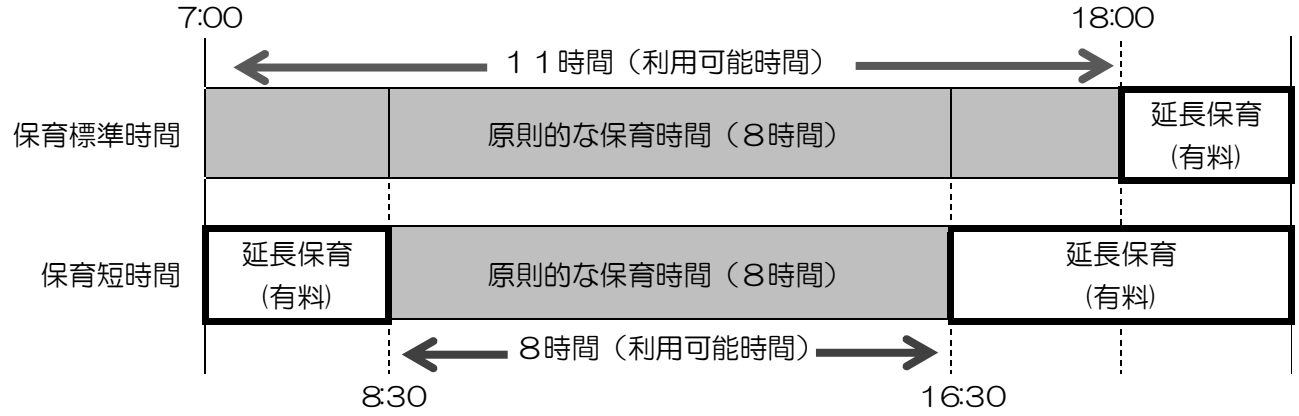

※「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育料が異なります。
（詳細は「野田市の保育料表（月額）」（１０ページ）をご確認ください。）

●保育を必要とする事由について

２号・３号認定の申請をする場合は、保護者の「保育の必要な事由」として以下の事由に該当する必要があります。

１．就労：**１日４時間以上かつ、月１６日以上**の就労をしている場合
２．妊娠・出産：妊娠中または出産後間がない場合
３．疾病・障がい：保護者が疾病や負傷、心身に障がいがあり、児童の家庭保育にあたれない場合
４．介護・看護：同居または長期入院等をしている親族の常時介護または看護をしている場合
５．災害復旧：震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
６．求職活動中：求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
７．就学：学校教育法に規定された学校等に在籍しているか、職業訓練学校にて訓練を受けている場合
８．虐待・DV：虐待や配偶者からの DV（家庭内暴力）のおそれがある場合
９．育児休業中：**既に保育所等を利用している児童で、育児休業取得中の継続利用が必要な場合**
１０．その他：上記のほか、保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合

●保護者の状況に応じた認定期間・保育の必要量

保護者の状況	認定期間	保育の必要量
１．就労	就労証明書の記載とおり就労を継続している期間	月 120 時間以上の就労 ・・・保育標準時間 月 120 時間未満の就労 ・・・保育短時間
２．妊娠・出産	出産予定月の前２か月から出産後５６日目を迎えた月の末日まで ※実際の出生日によって、当初の認定期間より短くなることがあります。 ※妊娠・出産の要件で入所した場合、認定期間満了後に他の要件が発生しても、退所となります。	保育標準時間
３．疾病・障がい	診断書に記載された必要な療養期間	疾病等の状況に応じて認定
４．介護・看護	介護・看護を継続している期間	介護等を要する時間に応じて認定
５．災害復旧	災害復旧に従事している期間	保育標準時間
６．求職活動中	認定日から 90 日目を迎える月の末日まで	保育短時間
７．就学	卒業（修了）予定日を迎える月の末日まで	就学時間に応じて認定
８．虐待・DV	保育が必要と認められる期間	保育標準時間
９．育児休業中	保育が必要と認められる期間	保育短時間

・教育・保育給付認定は、保育所等の入所を保障するものではありません。
・認定期間中であっても、事由がなくなった等、家庭保育が可能となった場合には認定の取消しとなります。

・心身の状況により集団保育に耐えられない場合や長期欠席の場合、または、保育の必要性が無くなった場合は、保育の利用の解除（退所）をさせていただくことがあります。

●支給認定証

支給認定証は、保護者から交付の希望があった場合に、交付いたします。交付された場合は、必ず大切に保管し、教育・保育給付認定の内容が変わる場合や保育の必要性がなくなった場合は、返還していただきます。交付の申請がない場合は、教育・保育給付認定決定通知書に認定情報を記載して通知いたします。就労状況や家族の状況などに変更があった場合は、届出が必要になります。

保育年齢のクラスについて

●2023 年度（令和５年度）の保育年齢によるクラス分けは、以下のとおりです。

なお、年度途中で誕生日がきて年齢があがっても、クラスは変わりません。

（保育所の入所人数、保育室の数等により保育年齢が混合になる場合があります。）

クラス名	児 童 の 生 年 月 日
０歳児	2022 年（令和４年）4月2日以降の生まれ
１歳児	2021 年（令和３年）4月2日 から 2022 年（令和４年）4月1日の生まれ
２歳児	2020 年（令和２年）4月2日 から 2020 年（令和３年）4月1日の生まれ
３歳児	2019 年（平成 31 年）4月2日 から 2019 年（令和２年）4月1日の生まれ
４歳児	2018 年（平成 30 年）4月2日 から 2019 年（平成 31 年）4月1日の生まれ
５歳児	2017 年（平成 29 年）4月2日 から 2018 年（平成 30 年）4月1日の生まれ

利用手続の流れ

※入所決定は、先着順ではありません。

【申請書類の作成】

・希望する保育所等の見学等を行い、保育所の様子など確認してください。
※私立保育所等では制服代や文房具代等独自に徴収する料金がありますので申込前に各施設に確認をお願いいたします。

・申込書は保育課・関宿支所・各出張所・各保育所で配布します。

【教育・保育給付認定・保育所等利用の申込み】

・教育・保育給付認定と保育所等利用の申込みは、同時に行います。
（既に支給認定証をお持ちの方は、申込時に持参してください。）
・保育課・関宿支所・各出張所・各保育所にて申込み受付を行います。
・求職活動が理由の申込みは、各保育所では行っていませんので、ご注意ください。
・保育所等の入所決定は、申込みの順番で決定するものではありません。
※お子さんの発達等で心配なことがある方は、保育課で面接、申請受付をさせていただきますので、事前にご連絡をお願いします。
※不足書類や不備書類がある場合、教育・保育給付認定ができず、利用調整ができないため、受付ができないことがあります。

【教育・保育給付認定】

・提出いただいた書類をもとに、認定を行います。また、認定を受けた方には教育・保育給付認定決定通知書に認定情報を記載して通知します。（支給認定証は、保護者から交付の希望があった場合に、交付いたします。）
・教育・保育給付認定を受けた場合であっても、希望の保育所等に入所ができるとは限りません。
※教育・保育給付認定の確認作業に時間を要するため、教育・保育給付認定の結果は、利用調整の結果通知と一緒に通知します。

【利用調整】

・締切日までに申込みされた方について、保育の必要性を点数化し、利用調整会議において、必要性の高いお子さんから希望の保育所の入所を調整します。

・希望保育所に受入れの余裕がない場合など、申込みをされてもご希望に添えないことがあります。

※申込書に記載された保育所等以外は、利用調整いたしません。複数の保育所等の希望がある場合は、第２希望以下についても申込書へご記入ください。

【結果】

・入所の決定・保留にかかわらず、新たに申込みをされた方については、結果通知を送付します。（電話での連絡はしていません）

※結果通知は、初回の入所保留通知と入所承諾通知のみの送付となります。

◎４月入所申請・・・・・２月中旬（２次受付分は、３月中旬）
◎５月以降入所申請・・・入所希望月の前月２０日頃

・入所保留の場合には、『教育・保育給付認定期間』または『２０２４年（令和６年）３月入所』のうち、どちらか短い期間までは、毎月利用調整を行います。『教育・保育給付認定期間満了後』または『２０２４年（令和６年）４月以降』の入所希望については、再度申請が必要になりますので、ご注意ください。

【保育料の決定】（３歳以上児等の既に無償化対象者の保護者を除く）

・入所利用決定通知と一緒に、保育料決定通知・保育料表・口座振替依頼書を送付し、入所後に保育所を通じて、納付書をお渡しします。納付期限の月末日までに、指定金融機関（公立保育所は、保育所で納付できます）で納付してください。

※４月と９月入所者は、保育料の決定が入所月になるので、４月及び９月の２０日頃保育所を通じて、保育料決定通知と納付書をお渡しします。

【入所説明会】

・保育所で入所後の生活や持ち物などの説明を行います。
お子さんの面接などもありますので、必ずお子さんと一緒にご参加ください。

・０歳児については、入所承諾後、健康診断書を提出していただきます。

【保育所の利用開始】

・毎月１日が利用開始日となります。

【ならし保育】

・利用開始当初から慣れない環境で１日過ごすことは、お子さんにとって大変な負担になります。お子さんの負担を軽減するため、保育所との話合いによって、保育時間を徐々に延ばしてならしていきます。

・ならし保育は利用開始日（毎月１日）から始まり、期間はお子さんの状況により保育所で判断します。ならし保育期間中はお子さんのお迎えが早くなりますので、ご注意ください。

※利用開始日より前に、ならし保育をすることはできません。

※ならし保育期間中は、お子さんの状況により土曜日や休日保育はお断りすることもあります。

その他利用申込みについて

【育児休業明けで申込みをする場合】※育児休業から同じ職場に復帰する場合に限ります。

●野田市では入所日の翌月１５日までに育児休業から職場に復帰していただく必要があります。
そのため、育児休業明けの職場復帰日によって、入所申込みできる月が異なります。

※職場復帰日が月の１日～１５日の場合・・・・・復帰する前月の１日入所から申込み可能

例：８月１日から職場復帰の場合　⇒　７月１日入所からの申込みが可能です。
（７月１日入所は、５月６日～６月５日までの間に申込みが必要です。）

※職場復帰日が月の１６日～月末の場合・・・・・復帰する当月の１日入所から申込み可能

例：８月２０日から職場復帰の場合　⇒　８月１日入所からの申込みが可能です。
（８月１日入所は、６月６日～７月５日までの間に申込みが必要です。）

●育児休業終了予定月より前に保育所等の入所を希望する場合
就労証明書の所定の欄に、「※育児休業短縮可能な場合」等の記入が必要になります。
育児休業中の同じ職場に戻らなかったり、退職し、介護等に保育認定の事由が変更となった場合は、退所となります。

【疾病・発達・発育について心配があるお子さんの面接等】

・申請の前に、集団保育に向けて詳しくお話しを伺います。事前に保育課に電話でご連絡いただき、来庁日時をご予約ください。窓口でお子さんの面接と申請受付をさせていただきます。
※面接のうえ、集団保育が可能である旨を記載した診断書を提出していただく場合があります。
・事前に相談や面談を行わなかった場合や施設の受入れ状況が整わない場合は、ご希望の時期から入所できないことがありますので、ご了承ください。

【2023年度（令和５年度）　野田市保育所等利用調整基準表】

保育所等の利用調整については、市の基準で定めた下記（１．基準）と（２．調整点数）の合計した点数の高い順に、空きができ次第、入所決定となります。

保育所等利用調整指数について
１．利用調整基準　＋　２．利用調整点数　＝　利用調整指数
※父母等の状況をそれぞれ指数化した合計を、１．利用調整基準とします。
※合計点数が同じ場合における利用調整については、別に定めます。
※新規申請者と移行申請者で利用調整指数が同じ場合は、新規申請者を優先するものとします。

≪重要≫以下の場合は、入所の取消しや退所となるだけでなく、文書偽造による処罰の対象となる場合があります。
■就労していないにもかわわらず就労している等、事実と異なる虚偽の記載や申立てをした。
■重要事項（家族構成やお子さんの発育上気になること等）について故意に申告しなかった。
これらの不正事項や疑わしい事項については、入園後も継続して行われる市の調査、市民の方々や職場からの問い合わせ等により明らかになりますので、厳正に申請・ご利用頂きますようお願いします。

（１．基準）

類型		区分				指数	認定期間
1	居宅外労働（家庭における保育を行うことが居宅外労働と同程度に困難である居宅内労働を含む。）	外勤又は居宅外自営（家庭における保育を行うことが外勤又は居宅外自営と同程度に困難である居宅内自営又は在宅勤務を含む。）	月２０日以上		１日８時間以上の就労を常態	２０	最長就学前まで
					１日７時間以上８時間未満の就労を常態	１９	
					１日６時間以上７時間未満の就労を常態	１８	
					１日５時間以上６時間未満の就労を常態	１７	
					１日４時間以上５時間未満の就労を常態	１６	
			月１６日以上		１日８時間以上の就労を常態	１９	
					１日７時間以上８時間未満の就労を常態	１８	
					１日６時間以上７時間未満の就労を常態	１７	
					１日５時間以上６時間未満の就労を常態	１６	
					１日４時間以上５時間未満の就労を常態	１５	
1	居宅内労働	居宅内自営又は在宅勤務	月２０日以上		１日８時間以上の就労を常態	１９	最長就学前まで
					１日７時間以上８時間未満の就労を常態	１８	
					１日６時間以上７時間未満の就労を常態	１７	
					１日５時間以上６時間未満の就労を常態	１６	
					１日４時間以上５時間未満の就労を常態	１５	
			月１６日以上		１日８時間以上の就労を常態	１８	
					１日７時間以上８時間未満の就労を常態	１７	
					１日６時間以上７時間未満の就労を常態	１６	
					１日５時間以上６時間未満の就労を常態	１５	
					１日４時間以上５時間未満の就労を常態	１４	
		内職	月１６日以上		月１２０時間以上月収５万円以上の就労を常態	１４	
					月６４時間以上月収２万円以上の就労を常態	１２	
					上記以外の就労を常態	１０	
2	妊娠または出産		出産予定月の前２か月から出産後５６日目を迎えた月の末日までの場合：予定日（　　年　　月　　日）			１８	５か月以内
3	疾病・障がい	疾病	１か月以上の入院（予定を含む）			２０	必要な期間
			自宅内療養	精神性	精神障害者保健福祉手帳２級以上	２０	
					精神障害者保健福祉手帳３級程度	１９	
					上記以外の程度	１７	
				一般療養	居宅内療養で治療や安静を要し、常時病臥している場合	１９	
					居宅内療養で治療や安静を要し、保育が日常的に困難と認められる場合	１７	
					通院加療の場合	１４	
		障がい	身体障害者手帳２級以上又は療育手帳Ａ以上			２０	最長就学前まで
			身体障害者手帳３級程度又は療育手帳Ｂ２以上			１８	
			上記以外の場合			１５	
4	介護・看護	病院、施設等の通院	１か月以上入院中の家族がおり、月１２０時間以上その家族の付添介護又は看護を必要とする場合			２０	必要な期間
			月１２０時間以上（重度心身障がい者など）の看護を必要とする場合			１８	
			上記以外の場合			１５	
		在宅介護	常時介護が必要とする場合（要介護認定３から５程度）			２０	
			一部介護を必要とする場合（要介護認定１又は２程度）			１８	
			上記以外の場合			１４	
5	震災・風水害・火災・その他の災害復旧					２０	必要な期間
6	求職活動中	就労（開業）予定又は内定	月２０日以上		１日８時間以上の就労予定	１６	最長３か月
					１日６時間以上８時間未満の就労予定	１４	
					１日４時間以上６時間未満の就労予定	１２	
			月１６日以上		１日８時間以上の就労予定	１５	
					１日６時間以上８時間未満の就労予定	１３	
					１日４時間以上６時間未満の就労予定	１１	
		ハローワーク等で求職活動を定期的に行っている場合				７	
		上記以外の求職中である場合				４	

（１．基準）続き

類型		区分		指数	認定期間
7	就学	月２０日以上	１日８時間以上の就学を常態	１９	最長就学前または在学期間内
			１日６時間以上８時間未満の就学を常態	１８	
			１日４時間以上６時間未満の就学を常態	１６	
		月１６日以上	１日８時間以上の就学を常態	１８	
			１日６時間以上８時間未満の就学を常態	１７	
			１日４時間以上６時間未満の就学を常態	１５	
8	虐待又はＤＶ	子ども・子育て支援法施行規則第１条第８号に定める場合		２０	必要な期間
9	その他	父又は母の不在（離婚・死亡等。別居を除く）		２５	
		前各号に掲げるもののほか、市長が明らかに保育が必要と認める場合		実地調査により指数を決定	必要な期間

複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。

（２．調整点数）※令和５年度より「項目 10」に幼稚園教諭に対する加点が追加されました。

区分		指数
1	産休又は育児休業制度があってその期間が終了し、元の職場に復帰する場合	＋４
2	生活保護法による生活扶助を受けている場合	＋２
3	3 歳以上児の定員の設定のない保育所等による保育期間が満了となり､他の保育所等（連携施設を除く。）への入所を希望する場合	＋１０
4	生計中心者が、倒産や解雇等により失業しており、就労の必要性が高いと認められる場合	＋２
5	父母が別居（単身赴任を含む）している場合	＋１
6	申込児童が障がいを有するために通所施設又は病院に通所通院のため、保護者の就労が制限されている場合	＋１
7	申込児童の兄弟姉妹が既に保育所等へ入所している場合	＋１
8	既に兄弟姉妹が別々の保育所に入所しているため同一保育所への入所を希望する場合	＋２
9	同時に３人以上の児童の入所申込をしている場合	＋１
１０	保護者が保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として市内の保育所等又は幼稚園に勤務する場合	＋２０
１１	保護者が申込児童について委託を受けた里親である場合	＋２
１２	要介護１以上の親族を介護している場合（保護者が保育所等の利用調整基準表の 4 の項の介護又は看護の類型に該当する場合を除く。）	＋２
１３	認可外保育施設を週４日利用している場合	＋１
１４	認可外保育施設を週５日以上利用している場合	＋２
１５	入所待機期間が１年以上の場合	＋２
１６	入所待機期間が６か月以上の場合	＋１
１７	６５歳未満の祖父母が野田市内に在住し、申込児童を保育している場合	－２
１８	申込児童以外に未就学児がいるが、その児童の入園申込みをしない場合（預かり保育を利用している幼稚園その他の福祉施設に通所している場合を除く。）	－２
１９	保護者が保育所等の利用調整基準表の１の項の居宅内自営の協力者の場合	－１
２０	同一敷地内に居住する６５歳未満の成人（祖父母、保護者の兄弟姉妹、同居人等）が１日４時間以上かつ週４日以上の就労をしていなく保育を行うことが可能な場合	－５
２１	利用を希望する保育所に入所が決定したが、自己都合により入所を辞退した場合	－１
２２	保護者が保育料を滞納している場合（納付の約束を履行しなかった場合及び申込児童以外の滞納分も含む。）	－５
２３	保護者が育児休業中であり、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	別表第 1 及び別表第 2 の 1 の項から 22 の項までに定めるところにより算定した指数を合計した点数に-1 を乗じて得た数

０～２歳児（市区町村民税非課税世帯を除く）の利用者負担（保育料）について

●利用者負担（保育料）の算定

２０１９年（令和元年）１０月より、全ての３～５歳児の認可保育所、認定こども園、幼稚園等の利用者負担（以後、保育料）が無償化されました。０～２歳児については、市区町村民税非課税世帯については無償化されますが、それ以外の世帯についての保育料の金額は、お子さんの認定区分、年度当初の年齢、保育の必要量（保育標準時間または保育短時間）、該当年度（【保育所等利用月・市区町村民税該当年度　対応表】）の保護者及び下記の算定対象者の市区町村民税所得割額により、算定します。

保育料の算定にあたっては、保護者及び下記の算定対象者の同意に基づき、市区町村民税の課税状況等を保育課で確認いたします。そのため申告や年末調整をされている世帯につきましては、市区町村民税の課税明細がわかる書類（以下、「課税証明書等」といいます。）の提出が不要です。

なお、市区町村民税はその年の１月１日現在住んでいた市区町村で課税されますが、１月２日以降に他市区町村から野田市へ転入された方についても、当該他市区町村との情報連携により課税状況等を保育課で確認させていただくため、課税証明書等の提出が不要になりました。

ただし、情報連携で課税情報等が取得できなかった場合、２０２２年度（令和４年度）または２０２３年度（令和５年度）の課税証明書等の提出を求めることがあります。

●算定対象者

父母、他（入所児童を両親以外の方が扶養している場合はその方。また、下記の場合は、祖父母等）

※下記のア～ウの条件全てに該当する場合に、同居の祖父母等のうち課税額の多い者を家計の主宰者として、その者の税額を父母の税額に合算し、保育料を算定します。

ア　祖父母等と同居していること
イ　父母において保育料算定の基礎としている市区町村民税が非課税であること
ウ　祖父母等のいずれかが市区町村民税の課税をされていること

※ご不明な点がありましたら、お問合せください。

【保育所等利用月・市区町村民税該当年度　対応表】

	保育所を利用する月	市区町村民税該当年度
利用月と市区町村民税の年度	４月から８月まで	前年度　市区町村民税額 例：2023 年（令和５年）４月分保育料 ⇒ 2022 年度（令和４年度）市区町村民税額で算定
	９月から３月まで	当年度　市区町村民税額 例：2023 年（令和５年）９月分保育料 ⇒ 2023 年度（令和５年度）市区町村民税額で算定

※年度の途中に市区町村民税額の算定対象年度が切り替わるため、４～８月分の保育料と９～３月分の保育料が異なる場合があります。

※市区町村民税の控除項目中の税額控除のうち、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除については、保育料の算定上控除の対象とはなりません。

※父母の離婚、再婚等世帯構成員の変更があると、その状況に応じて保育料が変更となります。

※父母が離婚している場合でも、親権を有する方は、保育料算定の対象となります。

また、お子さんの実父母ではない方や婚姻関係にない方であっても、同居しており生計をひとつにしている場合は、保育料算定の対象になります。

※保育料は登所日数にかかわりなく、１か月分の保育料を納付していただきます。

※市区町村民税額が不明の場合、保育料を最高階層として決定させていただきます。なお、延長保育料についても市区町村民税最高階層の額に決定させていただきます。

◎保育料の計算例

※利用者負担額は保育標準時間の場合です。

例１　世帯構成：父、母、子（３歳児）、子（1 歳児）、祖父、祖母

市民税額所得割額 200,000 円	**市民税額所得割額 30,000 円**	市民税額所得割額 150,000 円	市民税額所得割額 10,000 円

父母いずれかが市民税課税のため、父母で計算

200,000 円（父の所得割額）＋30,000 円（母の所得割額）＝230,000 円　→　C12 階層

保育料：３歳児　0 円（無償化）　　1 歳児 23,450 円（第 2 子半額）　※入所児童の数え方は変更なし

例２　世帯構成：父、母、子（３歳児）、子（1 歳児）、祖父、祖母

市民税非課税 0 円	**市民税非課税 0 円**	**市民税額所得割額 150,000 円**	**市民税額所得割** 10,000 円

父母がいずれも市民税非課税のため、

同居親族のうち最も所得割額が高い祖父を家計の主宰者として合算計算

150,000 円（祖父の所得割額）　→　C10 階層

保育料：３歳児　0 円（無償化）　　1 歳児 19,450 円（第 2 子半額）　※入所児童の数え方は変更なし

例３　世帯構成：母、子（３歳児）、子（1 歳児）、祖父、祖母

市民税非課税 0 円	**市民税所得割額 150,000 円**	市民税所得割額 10,000 円

母が市民税非課税のため、同居親族のうち最も収入額が高い祖父を家計の主宰者として合算計算

150,000 円（祖父の所得割額）　→　C10 階層

保育料：３歳児　0 円（無償化）　　1 歳児 19,450 円（第 2 子半額）　※入所児童の数え方は変更なし

●保育料の納付

納付方法は、現金もしくは口座振替にて納付していただきます（認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業は、施設に確認ください）。納付期限は、毎月末日（１２月のみ２５日）になりますが、納付期限が土日・祝日にあたる場合は、翌金融機関営業日になります。ただし、公立保育所の延長保育料につきましては、利用月の翌月が納付月になりますのでご注意ください。

口座振替依頼書は、入所が決定された方に対して、結果通知と同封します。口座振替が開始されるまで２か月程日数がかかるため、開始されるまでの間は納付書で納付をお願いします。口座振替の開始日は、口座開始通知にて通知いたします。

保育所の保育料については、納付漏れ等ないように口座振替を推進しています。ご協力をお願いします。

◎保育料の納付先
・保育所（公立・私立）・・・・・・市　に納付
・認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業・・・・施設に納付
※納付先が異なっても、保育料の金額は「野田市の保育料表（月額）」により算定します。

◎納期限内に納付がない時は、督促・催告の他、財産調査や差押等の滞納処分を行うことがあります。

◎保育料以外に、「給食費」の他「通園バック、制服、体操服、帽子」代などの実費負担がかかる場合があります。施設によって異なりますので、詳しくは、各施設にお問合せください。

【野田市の保育料表（月額）】

階層区分	定義				徴収金額			
					乳児		１歳児及び２歳児	
					標準	短時間	標準	短時間
A	生活保護被保護者世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び児童福祉法による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親世帯				0円	0円	0円	0円
B	Ａ階層を除き当該年度分（４月から８月までにあっては、前年度分）の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯			0円	0円	0円	0円
C1		均等割のみ（所得割の額のない世帯）			7,600円	7,500円	7,100円	7,000円
C2		所得割の額が10,500円未満			8,600円	8,500円	8,100円	8,000円
C3		〃	10,500円以上	27,000円未満	9,900円	9,700円	9,200円	9,100円
C4		〃	27,000円以上	43,500円未満	10,800円	10,600円	10,100円	10,000円
C5		〃	43,500円以上	60,000円未満	12,600円	12,400円	11,800円	11,600円
C6		〃	60,000円以上	78,500円未満	15,200円	15,000円	14,200円	14,000円
C7		〃	78,500円以上	97,000円未満	20,400円	20,100円	19,100円	18,800円
C8		〃	97,000円以上	121,000円未満	26,900円	26,500円	25,200円	24,800円
C9		〃	121,000円以上	145,000円未満	33,700円	33,200円	31,500円	31,000円
C10		〃	145,000円以上	169,000円未満	41,600円	40,900円	38,900円	38,300円
C11		〃	169,000円以上	202,000円未満	46,700円	45,900円	43,700円	43,000円
C12		〃	202,000円以上	235,000円未満	50,100円	49,300円	46,900円	46,100円
C13		〃	235,000円以上	268,000円未満	54,200円	53,300円	50,700円	49,900円
C14		〃	268,000円以上	301,000円未満	54,400円	53,500円	50,900円	50,100円
C15		〃	301,000円以上	397,000円未満	54,400円	53,500円	50,900円	50,100円
C16		〃	397,000円以上		54,400円	53,500円	50,900円	50,100円

〈保育料の軽減〉※国の法令等の改正により内容が変更となることがあります。

① 小学校就学前のお子さんが同一世帯に複数いて、保育所、幼稚園、認定こども園、特定支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設の通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び企業主導型保育事業を利用又は入所している場合、年齢の高い順に、２人目が徴収金額の半額、３人目以降が０円（無料）となります。なお、保育所等以外を利用している場合は、在園証明書等の提出が必要です。

② 市区町村民税の所得割額が 57,700 円未満の多子世帯は保育料が軽減されます（多子のカウントにおける年齢制限を撤廃）。

・多子世帯：２人目は徴収金額の半額、３人目以降は０円（無料）

③ 市区町村民税の所得割額が 77,101 円未満のひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等は、右記の保育料となり、２人目以降は０円（無料）となります（多子のカウントにおける年齢制限を撤廃）。

徴　収　金　額			
乳　児		１歳児及び２歳児	
標準	短時間	標準	短時間
1,800 円	1,700 円	1,700 円	1,600 円

〈延長保育（時間外保育）〉

延長保育を利用した場合は、年齢にかかわらず（３歳以上児含む）別途延長保育料がかかります。

公立保育所の延長保育料は、下記のとおりです（私立保育所、認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業の延長保育料は、各施設へお問い合わせください。）

●公立保育所で、午後６時以降の延長保育（月極め）の利用を申請している方で、【野田市の保育料表（月額）】の階層区分Ｃ１階層～Ｃ１６階層に該当する場合は、次の延長保育料が加算されます。

区分	１人目	２人目	３人目以降
午後７時まで	1,500 円	750 円	0 円
午後８時まで	3,000 円	1,500 円	0 円
午後９時まで	4,500 円	2,250 円	0 円
午後１０時まで	※6,000 円	3,000 円	0 円

※保育料の階層区分がＣ１階層～Ｃ３階層で、午後１０時までの延長保育を利用する場合は、１人目 5,000 円、２人目 2,500 円、３人目以降 0 円となります。

●公立保育所で、【野田市の保育料表（月額）】の階層区分Ｃ１階層～Ｃ１６階層に該当し、時間外保育（月極め）を申請していない方が時間外保育を利用した場合は、次の時間外保育料が加算されます。

実際に利用した時間 / 申込した時間	午後６時まで	午後７時まで	午後８時まで	午後９時まで	午後 10 時まで	午前 7 時から午前 8 時 30 分まで
午後４時３０分まで（短時間認定）	150 円	300 円	450 円	600 円	750 円	150 円
午後６時まで（標準時間認定）		150 円	300 円	450 円	600 円	
午後７時まで（標準時間認定+月極）			150 円	300 円	450 円	
午後８時まで（標準時間認定+月極）				150 円	300 円	
午後９時まで（標準時間認定+月極）					150 円	

※日割り制度の場合、兄弟姉妹による減額制度は適用されません。

〈給食費〉

３歳以上児の給食費（主食費及び副食費）は保護者負担となります（無償化の対象外）。

ただし、年収 360 万円未満相当世帯（２号認定の場合は市区町村民税の所得割額が 57,700 円未満）及び第 3 子以降（２号認定の場合は小学校就学前までの子をカウント。上記《保育料の軽減》②と同じ。）は副食費が徴収免除となります。

公立保育所の給食費は下記のとおりです（私立保育所等については各施設に確認してください。）。

公立保育所の保護者が負担する給食費	月額	
主食費（ごはん、パン、麺等）　※１	200円	※１　主食費は月額 400 円ですが、黒酢米補助として市が負担する額（月額 200 円）を減額した結果、月額 200 円となります。
副食費（おかず、おやつ、牛乳、お茶等）	5，200円	
計　※２	5，400円	※２　年収 360 万円未満相当世帯及び第 3 子以降は給食費が徴収免除となります。

マイナンバーの記載について

２０１６年（平成２８年）１月から、社会保障や税、災害対策の各分野のうち法律や条例で定められた手続きに、個人番号（マイナンバー）の利用が開始され、保育所等の入所申込等に際し、マイナンバーの記載が必要となりました。

●マイナンバーの記載を必要とする手続き

・新規申込みや他の保育所への転園希望・・・教育・保育給付認定申請書
・就労先や入所要件等が変わったとき・・・教育・保育給付認定変更認定申請書
・お子さんや保護者の氏や住所、連絡先が変わったとき・・・教育・保育給付認定申請内容変更届
・支給認定証をなくしたり、やぶってしまったとき・・・教育・保育給付認定証再交付申請書

●マイナンバー記載による本人確認

上記の手続きのため、マイナンバーを記載した申請書等を提出いただく際、番号と本人の確認を行うことが義務付けられているため、提出の際は、下記の書類を必ず持参してください。

個人番号確認書類		本人確認書類
下記の<u>いずれか１つの</u>番号確認書類 ●個人番号カード　（※１） ●個人番号が記載された住民票の写し ●個人番号が記載された住民票記載事項証明書 ●通知カード（記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限って番号確認書類となります。）　（※２）	＋	下記の<u>いずれか１つの身元確認書類（顔写真付きのもの）</u> ●個人番号カード　（※１） ●運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、写真付住民基本台帳カードなど
		上記の身元確認書類を有していない場合は、以下のうち<u>いずれか２つの身元確認書類</u> ●健康保険被保険者証、年金手帳、社員証、住民名義の通帳など

（※１）個人番号カードは、申請により交付されるものです。
（※２）通知カードは、上記のとおり特定の場合には個人番号確認書類になりますが、個人番号通知書は、個人番号確認書類にはなりません。

利用申込み・開始後について

●野田市以外に転出する時や保育を必要とする事由がなくなった場合、または入所されているお子さんを連れての里帰り出産など、おおむね１か月以上保育所等の利用がなくなる場合は、分かり次第早急に保育所等または保育課へ「退所届」等をご提出ください。支給認定証も交付されている場合は、返還していただきます。

●保育所等の入所や他の保育所等への転園（移行）など申込み後に、入所を希望しなくなった場合には、早急に電話にて保育課に連絡したうえで、「保育所等入所申込書取下げ届」をご提出ください。

●入所が決定すると、保育を必要とする要件がある限り、就学前まで入所が決定した保育所等での保育は継続されます。（年に一度、「教育・保育給付認定現況届」や保育の必要性を認定するための書類の提出が必要です。時期が近づきましたら、各保育所等を通じてご案内します。）

市外の保育施設を希望する場合

野田市に住民登録のある保護者等が、市外に転出する予定がある、または勤務先から近いなどの理由がある場合、市外の保育施設の申込みをすることが出来ます。

●受付場所

野田市役所　２階高層棟　保育課のみでの受付になります。（他の場所での受付は行っていません）

市区町村によって、条件や必要書類が異なります。希望保育施設のある市区町村の保育施設の利用担当課にご確認ください（希望保育施設のある市区町村で利用調整を行い、入所の可否を決定しますので、当該市区町村民と比べて不利な扱いとなる場合が有りますので、あわせてご確認をお願いします。）。

●申込締切日

市区町村によって異なります。希望保育施設のある市区町村が定める締切日に従い、申込みをします。

申請書類は、野田市で受付をしたのち、希望先の市区町村へ締切日までに届くように郵送しますので、希望先市区町村の締切日のおおむね１０日前までに申込みをお願いします。

●必要書類

① 「申込みに必要な書類」　⇒　１９～２０ページ参照

② 「管外委託要望書」　※用紙は保育課にあります。

③ 希望先市区町村で必要となる書類

保育所等申込の変更手続等について（希望園の変更・住所や就労先の変更等）

保育所等利用申込書等一式を提出した後、保育所等利用決定前に（保育等の利用が保留となっている場合等）申請した内容に変更がある場合は、変更の手続をお願いします。

●受付場所

野田市役所　２階高層棟　保育課のみでの受付になります。（他の場所での受付は行っていません）

●申込締切日

保育所等入所案内の表紙に記載した入所時期及び受付期間と同じです。

（例）2023 年（令和 4 年）5 月入所に係る利用調整から、入所を希望する保育所等を追加・変更する場合、2023 年 4 月 5 日（水）までとなります。

●必要書類

・「保育所等利用（申込）児童家庭状況変更届」　※市役所、各保育所等に設置。

※保育の必要性や必要量が変更となる場合等に、変更となることがわかる証明書の提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

※保育所等の利用が決定した児童の保護者が、転園を希望する場合は、変更の手続ではなく、新規申込として、保育所等利用申込書等一式の提出が必要となります。

育児休業等の期間延長を希望する保護者の保育所等利用申込について

育児休業等の期間延長を希望し、保育所等利用保留通知書の入手を目的とする保育所等利用申込をする保護者が「保育所等利用申込書」を記載する際に「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合、調整点数が減点となり、利用調整の結果、入所保留となる可能性が高くなります（入所決定の可能性が低くなります）。

保育所入所等に関するQ&A　【2023年度（令和５年度）用】

●子ども・子育て新制度について

Q１：支給認定証の有効期限はいつまでですか？

A１：有効期限は、保育の必要性の認定にかかる「事由」によって異なります。なお、最長の有効期限は次のとおりとなります。
２号認定（満３歳以上で、利用先が保育所等）の場合
⇒認定日から小学校就学の始期に達するまでの期間が最長の有効期限となります。
３号認定（満３歳未満で、利用先が保育所等）の場合
⇒認定日から満３歳に達する日の前々日までの期間が最長の有効期限となります。

Q２：保育所若しくは認定こども園（保育部分）と幼稚園や認定こども園（教育部分）を併願する場合は、どのような手続をすればよいですか？

A２：幼稚園・認定こども園（教育部分）の利用手続は施設で行います。
保育所・認定こども園（保育部分）の利用手続については、市の教育・保育給付認定を受けた後に、市による利用調整を受けることとなります。
共働きで１日４時間以上かつ、月１６日以上の就労等に該当する場合、３歳以上の児童については基本的に「２号認定」で申請をしていただきます。
両方に在籍することはできませんので、幼稚園・認定こども園（教育部分）の利用を選択した場合は、「１号認定」への切替えをします。

Q３：「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日１１時間以上の利用ができるのでしょうか？

A３：保育必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります。（２ページ参照）ただし、ここで認定されるのは、あくまで「最大で保育所等を利用することができる時間」となります。実際の利用時間は保護者の就労などの実態に応じたものとなります。

Q４：教育・保育給付認定のための書類に不備があった場合どうしたらよいですか？

A４：教育・保育給付認定申請の手続の際に、不備書類があった場合は、必ず入所を希望する月の申込み締切日までに保育課にご提出ください。書類が不足していると、教育・保育給付認定の確認ができないため、締切日までに間に合わない場合は教育・保育給付認定却下となり、再度、教育・保育給付認定申請及び入所申込みが必要になります。

Q５：教育・保育給付認定の申請をしてから、教育・保育給付認定決定通知書が発行されるまでどれくらいの時間がかかりますか？

A５：教育・保育給付認定の確認作業に時間を要することから、利用調整の結果を通知する際に同封させていただきます。
ただし、認定ができないことが確認された場合は、利用調整の結果を待たずに、すぐに保護者に通知します。また、支給認定証は、保護者から交付の希望があった場合に、交付いたします。

●申請手続について

Q１：第２希望の人より第１希望の人の方が入所しやすいですか？

A１：利用の調整は、保育の必要性を点数化し、その点数が高いお子さんから入所を承諾しています。保育所等の希望順で点数に差はつかないことから、第２希望以下の方が不利になることはありません。希望の順番で記入ください。

Q２：現在求職中ですが、保育所等を利用することはできますか？

A２：求職中であっても保育所等の申込みは可能ですが、就労等の保育を必要とする事由のある方が優先となります。また、原則として教育・保育給付認定を受けた後９０日以内に就労証明書をご提出いただけない時は、認定が取り消されるため、退所となります。

Q３：保育所等の入所は先着順ですか？

A３：先着順ではありません。保育所等の利用調整については、保育の必要性を点数化し、点数の高いお子さんから入所を承諾しています。

Q４：保育所等入所後に、他の市内保育所等へ転園（移行）できますか？

A４：転園（移行）希望の受付は出来ます。現在入所している保育所等へ、新規入所申込み書類を提出してください。また、上記の場合も利用調整において、保育の必要性の高いお子さんから利用を承諾することになります。転園を希望している保育所等に受入れの余裕がない場合など、ご希望に添えないことがあります。

Q５：疾病・障がいで申込をしたいのですが、診断書に指定の書式はありますか？

A５：指定の書式はありませんので、病院等の様式で受付可能です。
なお、診断書をご提出の場合は、**保育が困難である・介護が必要である等、児童を家庭で保育することができない事項**を医師に記載してもらってください（１９ページをご参照くさだい）。

Q６：2023年４月入所が保留になってしまいました。翌月以降も利用調整をしてもらえますか？

A６：入所が保留となってしまった場合、申込みの取下げがなければ、翌月以降も利用調整を行います。ただし、『教育・保育給付認定期間』または『２０２４年（令和６年）３月入所』のうちどちらか短い期間までになります。
『教育・保育給付認定期間満了後』または『２０２４年（令和６年）４月以降』の入所希望については、再度申請が必要になりますので、ご注意ください。
※例えば、求職活動が理由の場合の教育・保育給付認定期間は、９０日間になります。
９０日間入所保留中の場合で教育・保育給付認定期間満了後も入所希望の場合には、再度申請が必要になります。

Q７：「求職活動」を事由に兄弟同時に申込みをし、上の子のみ入所が決まりました。下の子が入所できるまで、仕事を始めなくても在園可能ですか？

A７：上のお子さんだけ入所決定となった場合は、下のお子さんを親族や認可外保育施設等に預けるなどして９０日以内に１日４時間以上かつ、月１６日以上の就労を開始していただきます。
就労を開始されない場合は、退所となります。

Q８：現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みができますか？

A８：４月入所申込みに限り、受付します（４月１日時点で生後５７日目を迎えている子どもが対象）。
出産後の一定期間内に出産後申込みも必要になります。なお、詳細はお問い合わせください。

●保育所等の利用について

Ｑ１：保育所では薬を預かってくれますか？

Ａ１：原則公立保育所では与薬による事故を防ぐため、薬等はお預かりしていません。
また、私立保育園等では園ごとに対応が異なりますので、各園にご確認ください。
なお、慢性疾患の場合はお早めにご相談ください。

Ｑ２：入所を希望する児童に食物アレルギーがある場合、除去等の対応をしてもらえますか？

Ａ２：公立保育所には調理室があり、栄養士が献立を作成し、調理員が給食とおやつを提供していますので、食物アレルギーについてもおおむね対応しています。
ただし、原因となる食材料が不特定である場合や多種類にわたる場合などは、すぐには対応が困難な場合があります。
食物アレルギー対応には医師の診断書や指示書が必要になりますので、お早めにご相談ください。
また、私立保育園等でもアレルギー対応は行っていますが、対応は園ごとに異なりますので、各園にご確認ください。

Ｑ３：入所後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

Ａ３：保育を必要とする事由がなくなった場合は、退所となります。
求職活動をされる場合は、原則として９０日以内に就労証明書をご提出ください。
事業所への調査で実際に就労していないことが判明した場合、または仕事を辞めているのにもかかわらず、ご連絡をいただけなかった場合は、その時点で退所となります。

Ｑ４：下の子を妊娠し、里帰り出産をすることになりました。上の子も連れていきますが、保育所に在籍できますか？

Ａ４：保育所等を長期的に休んでいる状態が続く（おおむね１か月以上）ようであれば、保育の必要性がなくなったとして、退所していただいております。また、里帰り先で保育所等を利用する場合（一時預かりを除く）、両方に在籍することはできませんので、退所となります。

Ｑ５：公立と私立の保育の違いは？

Ａ５：基本的な保育は変わりませんが、保育方針や行事内容の違いはあります。また、私立保育園は、入園時に園服等の実費を徴収している園があります。
行事内容や保育料の他にかかる費用等詳細については、直接園にお問い合わせください。

Ｑ６：公立保育所と私立保育園の保育料は違いますか？

Ａ６：月額の保育料の金額に違いはありません。ただし、私立保育園等は、入園時に園服等の実費を徴収している園があります。また、保育料の他にかかる費用等詳細については、直接園にご確認ください。
保育料の納付方法は、口座振替か現金での納付となります。（１０ページ参照）

Ｑ７：ひとり親家庭の保育料は無料になりますか？

Ａ７：保育料は、世帯の課税額から算定しますので、ひとり親家庭でも課税額がある世帯は、保育料がかかりますが、市区町村民税の所得割額が 77,101 円未満のひとり親家庭等は、保育料が軽減されます。（１１ページ参照）
ただし、お子さんと同居している祖父母等の課税額から、保育料が算定されることがあります。

＜市内保育所等一覧＞

区分		保育所名（指定管理の運営先）	所在地	電話番号	利用定員	保育年齢	開所時間	備考
公立保育所	①	清水保育所（※１：㈱こどもの森）	清水 881	04-7122-5050	130	生後６か月から	C	
	②	花輪保育所（※１：㈱日本保育サービス）	上花輪新町 14	04-7122-1770	130	生後６か月から	C	
	③	中根保育所	中根 30-1	04-7122-5741	200	生後６か月から	A	
	④	南部保育所（※１：㈱ｺﾋﾞｰｱﾝﾄﾞｱｿｼｴｲﾂ）	山崎 1214	04-7124-2221	150	生後６か月から	F	
	⑤	北部保育所（※１：㈱ｺﾋﾞｰｱﾝﾄﾞｱｿｼｴｲﾂ）	谷津 682-2	04-7125-4697	130	生後６か月から	C	
	⑥	尾崎保育所（※１：㈱日本保育サービス）	尾崎 1714	04-7129-2009	135	生後６か月から	C	休日保育
	⑦	福田保育所	木野崎 1648-6	04-7138-0577	120	生後６か月から	A	
	⑧	木間ケ瀬保育所（※1：㈱ｺﾋﾞｰｱﾝﾄﾞｱｿｼｴｲﾂ）	木間ケ瀬 3152-1	04-7198-3825	100	生後６か月から	C	
	⑨	乳児保育所	中野台 17	04-7124-2224	60	生後57日目から2歳まで	A	
私立保育園	⑩	聖華保育園	上三ヶ尾 454-1	04-7138-2775	70	生後57日目から	D	支援センター
	⑪	コビープリスクールせきやど保育園	なみき 2-3-3	04-7136-2211	70	生後57日目から	D	一時預かり
	⑫	アスク七光台保育園	谷津 367	04-7126-5221	70	生後57日目から	C	支援センター
	⑬	アスク川間保育園	尾崎 853-1 (2F)	04-7127-1515	70	生後57日目から	C	
	⑭	コビープリスクールさくらのさと保育園	桜の里 1-1-5	04-7192-7671	60	生後57日目から	D	一時預かり
	⑮	すくすく保育園	山崎 1952	04-7126-5712	90	生後57日目から	C	
	⑯	アスク古布内保育園	古布内 1527-13	04-7196-5161	90	生後57日目から	C	
	⑰	コビープリスクールあたご保育園	宮崎 101-1	04-7199-3297	150	生後57日目から	C	休日保育
	⑱	やまざき杜の保育園	山崎 1134-1	04-7126-5720	54	生後57日目から2歳まで	D	
	⑲	アートチャイルドケア 野田東部みどり保育園	鶴奉 228	04-7122-0725	128	生後57日目から	C	支援センター
	⑳	しみず空と杜の保育園	清水公園東 2-2-1	04-7128-7486	60	生後57日目から	E	病児病後児保育
認定こども園	㉑	聖華未来のこども園	山崎 1778-1	04-7125-2325	120	生後６か月から	B	支援センター
	㉒	のだのこども園	蕃昌 338-2	04-7128-1213	129	生後６か月から	B	
	㉓	やなぎさわ幼稚園・保育園	柳沢 83	04-7125-5630	120	生後６か月から	B	
	㉔	コビープリスクールつつみの（※2）	つつみ野 1-10-1	03-6452-3893 0120-158-415	72	生後57日目から	D	
小規模	㉕	柳沢くくる保育園（※３）	柳沢 85-1	04-7179-5686	19	生後57日目から2歳まで	B	
事業所	㉖	ひばり保育園（※４）	横内 164-7	04-7123-7635	20	生後57日目から2歳まで	C	

（※１）指定管理者制度（地方自治法に基づき市が指定した事業者が運営する制度です）を導入しています。

（※２）令和５年４月１日付けで「認定こども園コビープリスクールつつみの」として移転し運営を開始する予定です。コビープリスクールのだは令和５年３月３１日付けで閉園となります。在園中の方でコビープリスクールつつみのへ入園を希望される方は、市による入園の利用調整なく転園が可能となります。

（※３）学校法人三星学園が運営する小規模保育事業です。希望される場合は、卒園後、連携施設（やなぎさわ幼稚園・保育園）に優先入所できます。

（※４）医療法人社団圭春会（小張総合病院）が運営する事業所内保育事業で、定員は地域枠の定員です。希望される場合は、卒園後、連携施設（中根保育所・アートチャイルドケア野田東部みどり保育園）に優先入所できます。

＜開所時間＞（午後６時以降の時間外保育を含みます）

	月曜日から金曜日	土曜日
A	午前７：00　～　午後７：00	
B	午前７：00～午後７：00	午前７：00～午後６：00
C	午前７：00　～　午後８：00	
D	午前７：00～午後８：00	午前７：00～午後６：00
E	午前７：00～午後９：00	午前７：00～午後６：00
F	午前７：00　～　午後 10：00	

◎保育所等園庭開放等：各保育所等では、園庭開放や保育体験等を行っています。希望される保育所等を見学し、保育所等の様子や送迎経路等の確認をお願いします。・公立保育所・・・園庭開放をおおむね毎月実施しています。希望される保育所へ日程をご確認ください。（日程は、市報の毎月１日号及び市ホームページに掲載しています。）
・私立保育園等・・・見学を希望される方は、各施設へご連絡ください。

野田市内保育所等案内図

	施設名		施設名
①	清水保育所	⑪	コビープリスクールせきやど保育園
②	花輪保育所	⑫	アスク七光台保育園
③	中根保育所	⑬	アスク川間保育園
④	南部保育所	⑭	コビープリスクールさくらのさと保育園
⑤	北部保育所	⑮	すくすく保育園
⑥	尾崎保育所	⑯	アスク古布内保育園
⑦	福田保育所	⑰	コビープリスクールあたご保育園
⑧	木間ケ瀬保育所	⑱	やまざき杜の保育園
⑨	乳児保育所	⑲	アートチャイルドケア野田東部みどり保育園
⑩	聖華保育園	⑳	しみず空と杜の保育園
		㉑	聖華未来のこども園
		㉒	のだのこども園
		㉓	やなぎさわ幼稚園・保育園
		㉔	コビープリスクールつつみの
		㉕	柳沢くくる保育園
		㉖	ひばり保育園

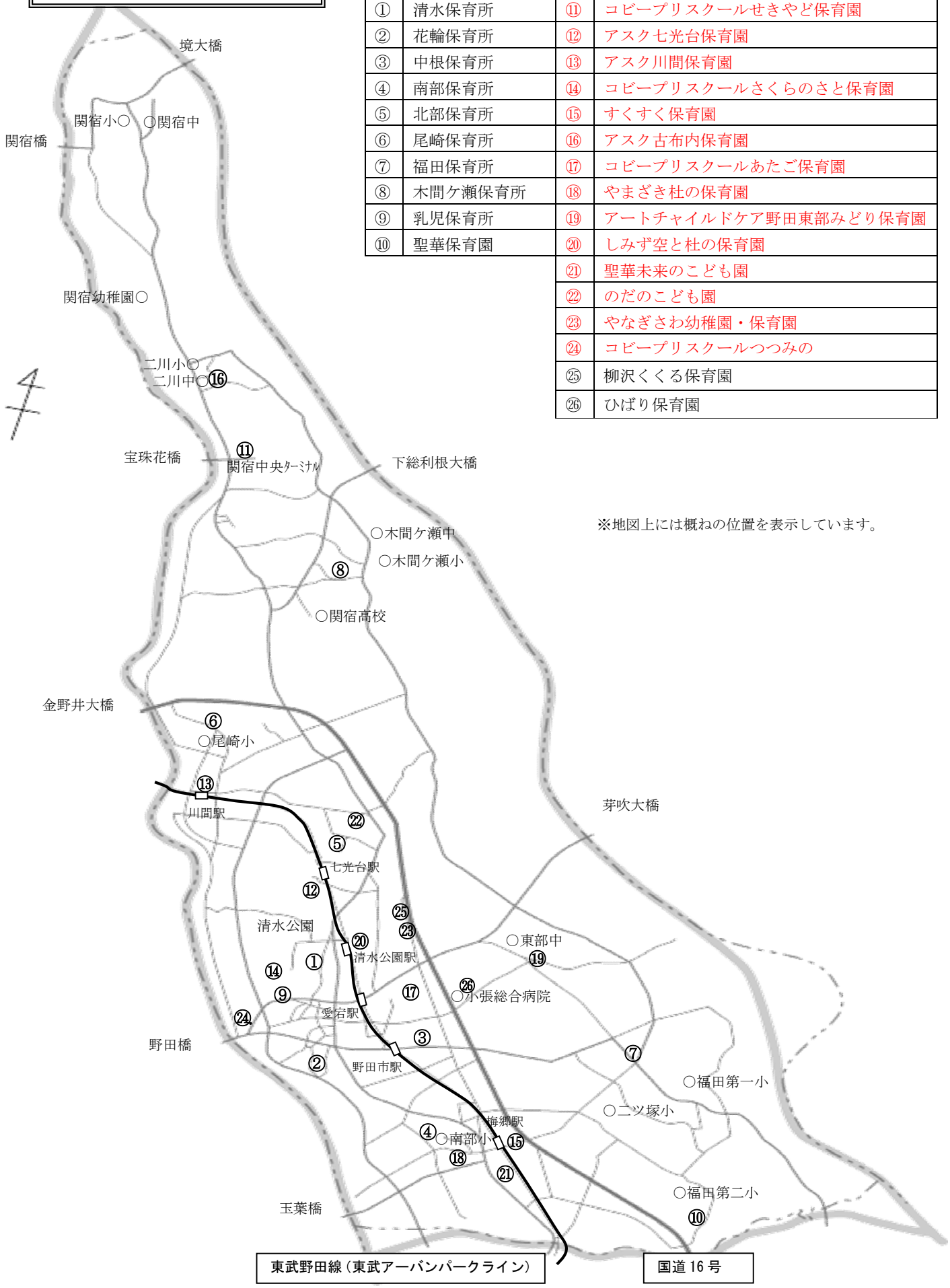

※地図上には概ねの位置を表示しています。

申込みに必要な書類

書類が不足していると、受付が出来ないことや利用調整会議で不利になることがありますので、ご注意ください。

（※）は、入所案内に綴りこみしている書類です。

◆必ず提出が必要な書類◆

□保育所入所申込書（※）	児童１人につき１枚必要です。
□教育・保育給付認定申請書（※）	児童１人につき１枚必要です。
□児童の健康調査（※）	児童１人につき１枚必要です。
□家庭状況等調査（※）	児童１人につき１枚必要です。
□教育・保育給付認定及び利用者負担額（保育料等）算定のための同意書（※）	児童１人につき１枚必要です。
□母子手帳	母子手帳の必要なページを、市がコピーします。

保育を必要とする事由がわかる書類	該当するもので、**発行から３か月以内のもの**を提出してください。 父母それぞれで提出が必要です。		
	就労	□就労証明書（※）	・就労証明書（新様式） ・自営業の場合は就労証明書に加え「直近の確定申告書」、「税務署に提出した個人事業の開業・廃止等届出書」、「事業所の賃貸借契約書」、「事業所名の記載された公共料金の領収書」、「就労者氏名と事業内容が掲載されたチラシやウェブページ」のいずれかを添付
	妊娠・出産	□出産する子の母子手帳の写し	父母の氏名、分娩予定日のページ
	疾病・障がい	□診断書等 □療養状況申告書 ◎療養状況申告書につきましては、保育課・各保育所等・市のホームページにあります。	診断書の場合「①病名」「②症状」「③必要な療養期間（※記載が可能な場合）「④児童の家庭保育にあたれない状況にあるか」の記載が必要 診断書以外では、障害者手帳など
	介護・看護	□診断書等 □療養状況申告書 ※介護・看護以外の保育を必要とする事由（就労等）で申込みをする保護者が、要介護１以上の親族を介護も行う場合で、７ページの調整点数の適用を受けようとする場合も、介護保険証の写し及び療養状況申告書の提出が必要。	診断書の場合「①病名」「②症状」「③必要な療養期間（※記載が可能な場合）「④家族による常時介護・看護が必要な状況にあるか」の記載が必要。 診断書以外では、障害者手帳や介護保険証の写し、ケアプラン等あれば、添付してください。
	求職活動	□求職活動申告書（※）	現に就労はしていないが就労の意思がある場合
	就学	□在学証明書 □カリキュラム・時間割の写し	保育を必要とする時間や期間がわかるもの

◆提示が必要な書類◆

□個人番号記載の方の番号確認書類と保護者の本人確認書類。（詳細は１２ページを確認ください。）

◆該当者のみ提出が必要な書類◆

申請児童の兄弟姉妹が幼稚園、障がい児通園施設、認可外保育施設等を利用中	□在園証明書	決まった様式は、ありません。各施設の様式で提出してください。
ひとり親世帯	□戸籍全部事項証明書（謄本）または受理証明書	お子さんの親権者等が明記されているものが必要です。
里親世帯または小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者の場合	□千葉県里親登録証明書または千葉県小規模住居型児童養育事業養育者証明書の写し	児童相談所からの委託内容がわかる書類の写しも提出いただく場合があります。
離婚調停（裁判）中で、親権者の一方が別居（生計が別）の場合 ※保育課のみでの受付になります。	□ひとり親申立書 ◎ひとり親申立書につきましては、保育課・市のホームページにあります。 □裁判所からの呼出状の写し等、離婚調停中がわかる書類	離婚が成立した場合、受理証明書等の提出が必要となります。
児童・保護者または同居世帯員が外国籍の場合	□在留カードの写し	表裏両面の写しが必要です。左記が無い場合、在留資格・在留期間がわかるもの（特別永住者証明書など）が必要です。
同居で、障がいをお持ちの方がいる場合	□障害者手帳等の写し	左記が無い場合、障がいがあるとわかるもの（介護保険証、療育手帳など）が必要です。
２０２２（令和４年）年１月１日時点で野田市以外に住民票があった方	□1 月 1 日に住民票があった市区町村との情報連携で課税情報等が取得できなかった場合、市区町村民税額の課税明細がわかるもの（課税証明書など）の提出を求めることがあります。	詳細は８ページを参照ください。 ※同居の祖父母等についても情報連携で課税情報等が取得できなかった場合、市区町村民税額の課税明細がわかるもの（課税証明書など）の提出を求めることがあります。
２０２３（令和５年）年１月１日時点で野田市以外に住民票があった方		

園　児　募　集　中（柳沢なないろ保育園）

広告

柳沢なないろ保育園
～２つめのおうち～

●0 歳児(3 ヶ月～)から 2 歳児までをお預かりする定員 12 名のアットホームな小規模保育園です。学校法人三星学園の従業員のお子様だけでなく、地域のお子様も入園できます。
(３歳児以降は 1 号認定として、やなぎさわ幼稚園・保育園に優先的に入園となります。)

●直接契約なので、空きがあれば、市の入所調整を待たずに入園できます。(先着順)

●保育料は、市の保育料の６－９割程度で設定しております。一度お問い合わせください。

まずは、空き状況についてお問い合わせください。
〒278-0006 野田市柳沢 85-2
Tel：04-7126-0783